6ページ

学校　教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン

教育委員会では、令和7年度より　学校　教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン（令和7年3月策定予定）に基づき、教員の働き方改革を推進していきます。

働き方改革の取組みによって教員の負担の軽減を図るだけでなく、生み出された時間を授業の準備や子どもたちと向き合うための時間として有効に活用するとともに、今後、更なる教育の質の向上を図っていくために、様々な取組みを実施していきます。

保護者の皆様におかれましては、取組みへのご理解　ご協力をよろしくお願いいたします。

働き方改革の推進→教育の質の向上

キャリア　未来デザイン教育の推進

教科担任制の推進による教育内容の改善

英語力の向上

教員の事務負担軽減　など

プランに基づく令和7年度の取組み（一部）

モデル校の小学校高学年において　教科担任制※　を実施し、授業準備等の負担軽減を図ります

（※教科担任制…中学校のように一人の教員が特定の教科を受け持ち、複数の学級で授業をします）

児童　生徒に関わる人的支援を拡充させるとともに、教員や支援員等の専門性を向上させていきます

教材費などの集金業務について、11校において民間サービスの活用を先行実施することにより、事務の負担軽減と利便性向上を図ります

学校現場でも自主的　自律的な働き方改革が進んでいます

令和6年度は文部科学省の　学校における働き方改革の推進に関する調査研究　事業の実証校として6校（桜丘中、船橋希望中、桜丘小、城山小、中丸小、九品仏小）が選定され、学校現場で様々な取組みが実施されました。

令和7年度においても、教育委員会も取組み事例の共有や研修の実施などの様々な支援を行い、各学校において自主的　自律的な取組みを着実に実施していきます。

実証校の取組み例

特定の曜日における1コマ40分授業の試行

定期考査の見直し

部活動トライアル事業の実施

家庭学習の見直し（電子ドリルの活用等）

運動会や合唱コンクールの朝練の見直し　など

問い合わせ先　学校職員課　電話5432-2960　ファックス5432-3025

令和7年度4月から、土曜授業のあり方を変えていきます

令和6年度より実施しております教育振興基本計画の一環として、4月より全小中学校において、振替休業日のない土曜授業を廃止し、ご家庭や地域での学びや体験の時間を確保しやすくしていきます。

土曜授業がすべてなくなるのですか？

いいえ。 運動会や文化祭などを、振替休業日のある土曜授業として実施することがあります。

土曜授業があった場合、振替休業日はいつになるのですか？

翌週の月曜日となる場合が多いと思います。4月に学校から示される年間行事予定をご確認ください。

土曜授業の日、給食はありますか？

給食の有無は、　実施する土曜授業の状況に応じて学校ごとに決めます。

振替休業日に、子どもの居場所はありますか？

はい。新ボップ（学童クラブ　ボップ）は、令和6年度と同様に利用可能です。

問い合わせ先　教育指導課　電話5432-2706　ファックス5432-3041